

事例から学ぶ

相談員のための

トラブル対策

NEWS

## 「居室を施錠して欲しい」という要求を断りトラブル

－身体拘束だから施錠してはいけない？－

## ■ 認知症の利用者が居室に入って困る

Sさん(91歳・女性)は特養に入所している要介護5の胃ろうの利用者で、ほぼ寝たきりの状態ですが、昨年から困った問題が起きるようになりました。同じユニットに入所してきた認知症の重いTさんが、あちこちを徘徊し、Sさんの居室に入るようになったのです。一度はSさんの胃ろうの経管を抜去してしまい、大きな事故につながるどころでした。Sさんの家族の強い要望で、寝たきりのSさんの居室を常時施錠することになりました。

ところが、施設に実地監査が入った時に、監査担当者から「居室の施錠は身体拘束に該当するので、すぐに止めなさい」と指導を受けました。しかし、認知症のTさんを拘束する訳にもいかず、最終的には、寝たきりのSさんのベッド脇にフットセンサーを設置することになり、家族も納得しました。ところが、ある日センサーコールが鳴り、職員が駆けつけましたが、既にSさんの経管は抜去されていました。Sさんの家族からは、「だから部屋に鍵を掛けてくれと言ったのに」と猛烈なクレームを受けました。

## 身体拘束とは入所者の行動を制限する行為である

## ■ 居室の施錠は身体拘束か？

介護保険指定基準の身体拘束禁止規定には、「サービスの提供にあたっては、当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他**入所者(利用者)の行動を制限する行為を行ってはならない**」とあります。物理的な強制力によって行動を制限する他にも、言葉で脅したりベッドを高くして「怖くて降りられない」ようにするなど、精神的に圧力をかけて行動を制限することも含まれます。

では、Sさんの部屋に鍵を掛けることは身体拘束に該当するのでしょうか？寝たきりのSさんは自らの意思で移動することができず、その居室に鍵を掛けても何ら行動を制限することにはなりません。よって、Sさんの居室の施錠は身体拘束には該当しないこととなります。役所の監査担当者は、身体拘束をしているように見えることで、身体拘束と判断してしまいましたが、これは間違っています。役所の指摘を鵜呑みにせず、身体拘束の意味を考えて判断しなければなりません。

## ■ 居室の施錠は防火安全上の問題がある

Sさんの居室の施錠は身体拘束には該当しませんが、火災発生時の避難の障害になり防火安全上の問題があるかもしれません。防火安全上の施錠の問題は、施錠の方法によって異なります。例えば、自力で避難することができる人であれば、居室は内側から自由に開くようにしておかなければなりません。

また、自力で避難できない人の場合でも、外から誰でも開けられるようになっていなければなりません。鍵を持って来て鍵を回さないと開かないような施錠は、いざと言う時鍵が見つからなければ逃げ遅れてしまいます。

Sさんの場合、自力で避難することはできないため、緊急の場合誰でも開けられるようになっていなければなりません。しかし、常時誰でも開けられるようになっていれば、認知症のTさんが開けてしまいます。ある施設では、家族に「ベビーガード(チャイルドガード)」という商品を設置することを提案しました。居室の扉の少し高い位置に付けておけば、認知症のTさんは開けられませんが、職員や家族はいざという時は問題なく開けられます。万が一火災の時にも誰でもすぐに開けられれば、防火安全上の問題もありません。



発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
マーケット開発部 市場開発室

担当 堀江・窪田 TEL 03-5789-6456

監修 株式会社安全な介護 代表 山田 滋

担当課・支社 代理店

株式会社福祉医療共済会

東京都渋谷区渋谷3-12-22

TEL : 03-5466-0881 <https://www.fi-k.jp>